

令和3年6月21日（月）

## 緊急事態宣言の解除に伴う『新型コロナウイルス感染症』への対応 について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

国において緊急事態宣言が6月20日（日）をもって解除されました。兵庫県では、まん延防止等重点措置区域が本日から適応されています。

つきましては、県教育委員会の新たな対処方針を踏まえ、下記のとおり、教育活動等を進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回お知らせしました内容（R3.6.1(火)付け連絡）と異なる箇所には、波線を引いています。

### 記

#### 1 教育活動【令和3年6月21日（月）以降】

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外では、緊急事態措置区域、移動制限を伴う措置等を実施している区域での活動を見合わせる」とともに、実施する際には、時期、参加人数等を十分に検討します。
- (3) 感染防止の観点から以下の点に留意し、教育活動を実施します。
  - ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
  - ・各教室で可能な限りの間隔を確保します。
  - ・マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
  - ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
  - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
  - ・下校時は、寄り道をすることなく帰宅するように徹底すると同時に、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

## 2 部活動【令和3年6月21日（月）～令和3年7月20日（火）】

- (1) 部活動は、平日4日2時間程度の練習を原則とし、18時30分には完全下校するように徹底します。
- (2) 土日の部活動は、いずれか1日で3時間程度とします。
- (3) 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内での練習試合、合宿等を含む部活動を再開します。なお、全国大会や近畿大会に出場する部に限っては、当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は県外でも可能とする。
- (4) 宿泊する際は、感染症防止対策が施された施設に限定する（学校は除く）。
- (5) 更衣室・部室でのミーティング時等にはマスクを着用させます。
- (6) 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう徹底します。

## 3 感染防止対策【令和3年6月21日（月）～令和3年7月20日（火）】

学校への登校は、これまで同様に次の通りとします。

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底し、**出席停止**の扱いとします。

（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

- ・出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。
- ・学校内のみならず、登下校時（交通機関利用時を含め）もマスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
- ・体育、部活動のほか、登下校においても、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）が高い日、生徒本人が息苦しさを感ずるときには、マスクを外す、活動内容を変更するなどし、熱中症対策にも十分配慮します。

### 【その他】

- ・習い事の事業者でとられている感染対策を遵守するように指導します。
- ・習い事であっても本人はもとより、家族に発熱等の風邪症状がある場合や、PCR検査を受けている者がいる場合は参加しないように指導します。
- ・習い事への行き帰りにあってもマスクの着用を徹底するように指導します。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅するように指導します。

## 4 心のケア

- (1) きめ細かな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなどし、生徒の心身の健康に適切に対応します。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を図ります。
- (3) 経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品を保健室で配布しています。